

作成日:2012年12月1日
改訂日:2020年1月1日

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名 : エスロン BV
会社名 : 積水化学工業株式会社
住所 : 〒105-8566 東京都港区虎ノ門2-10-4(オークプレステージ-)
担当部門 : 環境ライフラインカンパニー 管材事業部
電話番号 : 03-6748-6492
FAX番号 : 03-6748-6564
緊急連絡先 : 上記担当部門
推奨用途及び使用上の制限 : 硬質塩化ビニル管 - 硬質塩化ビニル支管接合用
 所定の用途以外に使用しないこと
整理番号 : #BV

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性 : 可燃性固体:区分 1
健康に対する有害性 : 急性毒性(吸入:蒸気):区分4
 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2B
 発がん性:区分1A
 特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分 3(麻酔作用、気道刺激性)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分 2(呼吸器、腎臓、免疫系)

GHSラベル要素

絵表示 :



注意喚起語 :

危険有害性情報 :

危険
 H228 可燃性固体
 H320 眼刺激
 H332 吸入すると有害
 H335 呼吸器への刺激のおそれ
 H336 眠気又はめまいのおそれ

注意書き

安全対策:

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
 容器を接地すること。アースをとること。(P240)
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
 ガスの吸入を避けること。(P261)
 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
 粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置:

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

保管:

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
 施錠して保管すること。(P405)

廃棄:

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
化学名又は一般名 : 塩化ビニル樹脂系接着剤

成分名	含有量(%)	CAS No.	化管法政令番号
塩ビ系樹脂	-	-	-
酢酸エチル	55-65	141-78-6	-

危険有害成分 : 安衛法「表示すべき有害物」該当成分 酢酸エチル
 安衛法「通知すべき有害物」該当成分 酢酸エチル

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。必要に応じて医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合 : 皮膚を速やかに洗浄すること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。
 皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

目に入った場合 : 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合 : 直ちに水で口の中を洗浄すること。
 直ちに医師の診断、手当てを受けること。
 無理に吐かせないこと。

応急措置 : 救助者は、状況に応じて適切な保護具(有機溶剤用の防毒マスク等)を着用する。

医師に対する特別注意事項 : 情報なし

5. 火災時の措置**消火剤 :**

乾燥砂、粉末消火剤、二酸化炭素消火剤、耐アルコール泡消火剤、散水

特有の危険有害性 :

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

引火性の高い液体及び蒸気。

特有の消火方法 :

火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。

大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

延焼の恐れのないように、周囲の設備などに散水して周辺を冷却する。

消火活動は可能な限り風上から行い、状況によっては呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項****保護具及び緊急時措置 :**

作業者は適切な保護具(8.ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

環境に対する注意事項 :

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

回収、中和 :

危険でなければ漏れを止める。

蒸気濃度を低下させるために発泡抑制剤を用いてもよい。

乾燥した土、砂、不燃材料に吸収もしくは覆って容器に移す。

清浄な帯電防止工具を用いて吸収したものを集める。

二次災害の防止策 :

関係者以外は近づけない。

風上に留まる。

低地から離れる。

密閉された場所に入る前に換気する。

すべての発火源を取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)

漏洩物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。

排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意**取扱い****技術的対策 :**

吸入・接触のおそれがあるときは適切な保護具を使用する。

火気厳禁、防爆処置(容器を接地する/アースをとる)。

局所排気・全体換気 :

取り扱う場合は、局所排気内、または全体換気のある場所で取り扱う。

安全取扱い注意事項 :

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

眼、皮膚、衣類に付けないこと。

蒸気、ミスト、スプレーを吸入してはならない。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

保管**保管条件 :**

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。

冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。

施錠して貯蔵すること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 :	蒸気を吸入しないように、局所排気装置の設置、設備の密閉化または全体換気を適正に行うことが望ましい。
許容濃度(ばく露限界値、 生物学的ばく露指標) :	酢酸エチル 管理濃度:200ppm 許容濃度(産衛学会):200ppm 許容濃度(ACGIH(1979))TWA:400ppm
保護具	
呼吸器の保護具 :	有機ガス用防毒マスク
手の保護具 :	不浸透性保護手袋
眼の保護具 :	有機溶剤対応型ゴーグル
皮膚及び身体の保護具 :	長袖作業着
衛生対策 :	取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など :	黒色ペースト状
臭い :	特異臭
pH :	適用外
沸点、初留点及び沸騰範囲 :	77 (酢酸エチル)
引火点 :	-4
自然発火温度 :	420
爆発特性 :	引火または爆発範囲 下限:2.2vol%、上限:11.5vol%
比重/密度 :	1.1
溶解度 :	水に対する溶解度:不溶 溶媒に対する溶解度:ほとんどの溶剤に易溶

10. 安定性及び反応性

安定性 :	蒸気は引火して爆発するおそれがある。 通常の乾燥した大気下では安定している。
混触危険物質 :	酸、塩基、酸化性物質
その他 :	長期間保存すると揮発性ガスが発生して、容器内圧が高くなること がある。

11. 有害性情報

急性毒性(経口) :	酢酸エチル マウス LD50 4940mg/kg
急性毒性(吸入蒸気) :	酢酸エチル ラット LC50 16000ppm/8H
眼に対する重篤な損傷・刺激性:	酢酸エチル 区分2B
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	酢酸エチル 区分3(気道刺激性、麻酔作用)

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性) :	酢酸エチル 甲殻類 ミジンコ LC50=2500mg/L/24H
オゾン層への有害性:	酢酸エチル モントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

廃棄方法 :	内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄する。 承認された廃棄物集積場で処理する。 下水、地中、水中への廃棄を行ってはならない。
--------	--

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類	
番号 :	1325
クラス :	4.1
容器等級 :	
品名(国連輸送名) :	酢酸エチル
指針番号 :	129
海洋汚染物質 :	海洋汚染防止法 有害液体物質(Z類):酢酸エチル
危険物 :	酢酸エチル
有害液体物質(Z類) :	酢酸エチル

15. 適用法令

労働安全衛生法 :	第2種有機溶剤等(有機溶剤中毒予防規則第1条第1項4号) :酢酸エチル 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、令第18条の2別表9) :酢酸エチル 名称等を表示すべき有害物(施行令第18条) :酢酸エチル 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) :酢酸エチル 別表第1危険物(第1条、第6条、第15条関係):危険物引火性の物(-30 ≤引火点<0) 第2類 引火性固体 危険等級
消防法 :	可燃性固体類
船舶安全法 :	可燃性固体
航空法 :	可燃性固体
化学物質管理促進法(PRTR法)	該当せず
毒物及び劇物取締法 :	該当せず
労働基準法:	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) :酢酸エチル

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成いたしておりますが、記載のデータや評価に関しては情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。また、記載事項は通常の取り扱いを対象としたものですので特別な取り扱いをする等の場合には新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。